

答申第 1131 号

諮問第 1790 号

件名：特定の事案に関してどのような損害賠償請求をしたかわかるものに係る  
不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 1 月 17 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 23 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付

令和 6 年 1 月 17 日、審査請求人が愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）において、行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受理した。

なお、当該開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載内容として

令和 5 年 2 月 3 日の国府宮はだか祭りにおいて、携帯用無線電話機が住民により損傷されたとのこと。そこで住民に対し上記事案に関してどのような損害賠償請求をしたかわかるもの  
(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

と記載されていた（以下この記載を「本件開示請求」という。）。)

##### (イ) 本件開示請求の対象文書の調査

本件開示請求の対象となる文書は、令和 5 年 2 月 3 日に稲沢警察署に

供用されていた携帯用無線電話機が住民により損傷された件について、当該無線機を損傷させた者に対して損害賠償を求めた文書を請求しているものと解される。

しかしながら、携帯用無線電話機は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 37 条第 1 項第 3 号により、警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費については、国庫が支弁すると規定されているとおり警察庁が調達し、法第 78 条第 1 項の規定では、都道府県警察の用に供する必要がある警察用の国有の物品を当該都道府県警察に無償で使用させることができると定めている。その取扱いは、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令（昭和 39 年総理府令第 14 号。以下「府令」という。）によって定められ、府令第 5 条により処分庁は、無償使用する財産等を管理するものと定められている。

上記の各法令のとおり、処分庁は無償使用物品を管理しているものの、それらを破損させた場合の損害賠償請求に関する事務は所掌していない。これらの事務は処分庁以外の機関において執行されるものと解されることから、携帯用無線電話機の損害賠償請求に関する処分庁の事務は存在せず、稲沢警察署では本件開示請求の対象となる文書は作成又は取得することはない。

#### イ 行政文書不開示決定

上記アの(イ)のとおり本件開示請求の対象となる文書を管理していないため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和 6 年 1 月 23 日付けで本件処分を行った。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件開示請求の対象となる文書は存在する旨主張しているようである。しかしながら、上記(1)で述べたとおり本件開示請求に係る行政文書を管理していないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署に供用されていた携帯用無線電話機が令和 5 年 2 月 3 日に住民により損傷された事案について、どのような損害賠償請求をしたかが分かる文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費については、法第 37 条第 1 項第 3 号により、国庫が支弁するとされていることから、警察庁が携帯用無線電話機を調達し、法第 78 条第 1 項の規定により、処分庁に無償で使用させているとのことである。また、処分庁は、携帯用無線電話機を使用し、管理はしているものの、携帯用無線電話機が破損された場合の損害賠償請求に関する事務は所掌していないことから、本件開示請求の対象となる文書を作成又は取得することはないとのことである。

イ このことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書が不存在であることは、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和 5 年 2 月 3 日の国府宮はだか祭において、携帯用無線電話機が住民により損傷されたとのこと。

そこで住民に対し上記事案に関してどのような損害賠償請求をしたかわかるもの

(請求日現在、稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 4 . 1 0	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 1 1 . 2 1 (第 696 回 審査会)	審議
6 . 1 2 . 2 6 (第 698 回 審査会)	審議
7 . 1 . 2 9	答申